

販売代金の管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>一般財団法人大阪府 みどり公社</p>	<p>財団本部において、「まるごとハイキングマップ (@500円/冊)」を平成27年度148冊販売しているが、平成27年9月から11月までに販売した4冊(2,000円)について、領収証を発行しているにもかかわらず、当該販売代金が、販売管理表、物品販売等売上報告書、振替伺及び振替伝票に反映されておらず、銀行口座への入金や現金出納帳及び総勘定元帳への記載もされていなかった。</p> <p>平成28年度においても、10月に販売した2冊(1,000円)について、同様の状況が認められた。</p> <p>【販売の流れ】</p> <p>(1) 販売時 イ) 代金を受領 ⇒ ロ) 領収証を発行 ⇒ ハ) 販売管理表記載(日付、数量、金額、取扱者名、領収証番号等)</p> <p>(2) 月末～翌月初 二) 物品販売等売上報告書の作成 ⇒ ホ) 振替伺の起案・決裁 ⇒ ヘ) 振替伝票の作成 ⇒ ト) 売上の計上 ⇒ チ) 銀行口座への入金</p>	<p>所在不明となっている販売代金について調査を早急に実施されたい。</p> <p>今後、同様の事案が発生しないよう、事務手続に係るチェック体制の強化など、事務の改善を図られたい。</p>	<p>平成27年度の所在不明となっている販売代金の調査と併せて、まるごとハイキングマップの販売を開始した平成22年度から28年度分について、同様の誤りがないか関係書類及び振替伝票、棚卸数量の調査を行った。</p> <p>調査の結果、平成28年度に3件(5月、10月)1,500円、平成27年度に4件(9月、10月、11月)2,000円、平成26年度に1件(1月)500円の現金不足と販売管理表への記載漏れを確認した。</p> <p>販売管理表への記載漏れによる収入金額不足の原因は、いずれも、購入者につき金を渡す必要が生じた際に、販売用つり銭の準備がなかったため、販売を担当する職員が個人の金銭で購入者に渡すつり銭分を立て替えた後、販売代金を公社の収入とするための処理を失念してしまったことによるものであった。</p> <p>これらの原因が、事務手続においてチェック体制が不十分であったことに起因するため、事務処理を複数で確認できるように平成28年11月16日から見直しを行った。</p> <p>具体的な改善点としては、(1)販売代金の管理を、販売を担当するチームから現金を管理するチームに移した。(2)出納責任者が、販売代金の残高を日々確認することとし、現金と領収証の不一致がないようにした。(3)販売用のつり銭を置き、職員が立て替えることがないようにした。(4)月末には出納責任者が、販売を担当するチームから提出される販売管理表と物品販売等売上報告書と現金残高が一致していることを確認するようにした。</p> <p>所在不明となっていた販売代金については、平成28年度分は平成28年12月9日に、平成26年度と平成27年度分は平成29年3月9日に、公社に収入した。また、平成29年3月24日に職員及び管理監督者を厳重注意処分とした。</p>

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年11月9日から同月10日まで)